

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 有明広域行政事務組合（事務局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	75.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	65.2 %
全職員	57.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	89.9 %
本庁係長相当職	76.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	77.6 %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	98.6 %
1～5年	108.9 %

【説明欄】

- ・常勤職員では、勤続年数の長い職員が男性に多いこと等により、男性の方が給与月額が高く、給与の差が生じている。
- ・常勤職員以外の職員では、男性の半数以上が再任用職員、女性の全員が会計年度任用職員であり、再任用職員の方が給与月額が高いため、給与の差が生じている。
- ・2（1）の本庁係長相当職、（2）21～25年の区分には、育児のための部分休業を取得している女性職員がいるため、給与の差が生じている。
- ・2（1）本庁部局長・次長相当職、本庁課長相当職の区分には女性の職員がいないため「—」としている。
- ・36年以上、31～35年、26～30年、16～20年、11～15年の区分には女性職員がいないため「—」としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。